

## 吉野復興大臣閣議後記者会見録

(平成30年7月6日(金) 10:00～10:05於) 復興庁会見室)

### 1. 発言要旨

本日、福島県と共同で、福島県における復興祈念公園の基本計画を策定しました。

基本計画は、津波被害や原子力発電所事故により、甚大な被害を受けた浪江町・双葉町に設置する本公園の空間構成等を定めるものでございます。

今後、本計画に基づき、復興祈念公園の設計、工事を関係者と連携しながら進めてまいります。

### 2. 質疑応答

(問) 祈念公園が住民の鎮魂の場であったり、災害の教訓を伝える場になるかと思えますけれども、改めて大臣としてどのような思いで整備されていくのかお伺いします。

(答) まずは、亡くなられた方々の鎮魂と、そして、それを追悼する場でございます。そして、もう一つは、必ず災害はやってきますので、それに対する教訓の場という位置付けもしております。

もう一つは、地域の伝統文化等々をきちんとそこで表現できる交流の場という、この三つの空間から構成されておりました、本当にこれができれば、特に心の問題として被災を受けた皆様方は、心穏やかに復興に全力を尽くしてくれる、こういう効果を期待しているところです。

(問) 今の復興祈念公園の関係でもう一点伺いたいんですけれども、福島の場合は地震、津波の災害と、あと、原発事故の状況であるとか、教訓のようなものを伝えていくという役割も今回の復興祈念公園の役割として一つあると思うんですけれども、その辺り、どのように今後、具体化していこうというふうにお考えかというのを伺えますでしょうか。

(答) 基本計画では具体的なところはこれから詰めていくわけですが、基本的な概念として、津波災害、そして、福島県は、これに加えて原発事故、この教訓をアーカイブ施設等々で発信をしていきたいと、このように考えております。

原発事故というものを抱えておりますので、そういう意味では、津波、地震の岩手、宮城の祈念公園とは違う部分もあるのかなと、こんな思いです。

(問) 本日、麻原死刑囚の死刑が執行されました。それに関しての閣僚としての受け止めをお願いします。

(答) 所管外でございますので、コメントは差し控えたいと思います。

(以 上)